

別記3 宇和海を操業区域とする知事許可漁業における制限措置  
(県外入漁を除く)

知事許可漁業の種類	漁業種類	許可等をるべき船舶等の数	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業	手縄第2種漁業 (えびこぎ網漁業)	1隻	5トン未満 80キロワット (旧馬力25)以下	宇和海 ただし、別記4表2の部16の項から29の項までに掲げる区域を除く。	9.1～翌4.30 及び 6.1～8.17	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
小型まき網漁業	いわし、あじ、さばまき網漁業	4隻	定めなし	宇和海 ただし、別記4表1の部に掲げる区域を除く。	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
流し網漁業	さわら流し網漁業	1隻	定めなし	宇和海	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
刺し網漁業	あじ刺し網漁業	1隻	定めなし	宇和海	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)
敷網漁業	いわし、あじ、さば浮敷網漁業	4隻	定めなし	宇和海	1.1～12.31	西宇和郡伊方町、八幡浜市、西予市、宇和島市又は南宇和郡愛南町に漁業根拠地を有する者(宇和海に限る。)

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。